

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球温暖化対策への対応について

- (1) 地球温暖化対策計画における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、都市自治体はその役割に応じて実施する廃棄物の減量化等の施策に対して、必要な財政措置を講じること。
- (2) 都市自治体が地球温暖化対策を着実に実施することができるよう、温室効果ガス排出量の算出に必要なデータの提供について、電気事業者及びガス事業者に対する一層の指導を図り、必要な体制を速やかに構築すること。

2. 微小粒子状物質（PM2.5）による大気汚染への対応について

- (1) 原因究明を進めるとともに、越境汚染対策を含め、実効性のある大気汚染対策を講じること。
- (2) 精度の高いシミュレーションモデルを構築し、全国一律に周知・運用できる制度を整備すること。
- (3) 都市自治体が行う他国の友好都市等との連携・協力の取組に対し、支援措置を講じること。

3. 浄化槽・コミュニティ・プラントの整備等について

- (1) 水洗化普及率の早期向上や合併処理浄化槽の普及促進等を図るとともに、地域住民の負担を軽減するため、補助率の嵩上げや補助対象範囲の拡大等、浄化槽整備事業に係る財政措置の拡充を図ること。
- (2) 浄化槽法に定める定期検査や保守点検等のあり方を見直し、管理者の負担軽減を図ること。
- (3) コミュニティ・プラントにおける施設更新に対する交付要件の緩和及び交付率の引上げを図ること。

4. アスベストによる健康被害対策について

- (1) 中皮腫や肺がんのリスクを有する石綿ばく露の所見（胸膜プラーク等）のある

者に対する健診の実施など、恒久的な健康管理システムを創設すること。

(2) 住民自らが適切に健康管理を行うための必要なリスク情報を開示すること。

5. 豊かな自然環境の保全と再生を図るため、国民一人ひとりが活動を推進するための新たな仕組みを構築すること。
6. 地域における湖沼の環境保全について、国において対策を推進するとともに、都市自治体が行う事業に対し、更なる支援措置を講じること。
7. 地下水の保全を図るため、揚水規制や水質管理の徹底等に係る制度整備を図るとともに、公共性の高い貴重な資源である点を踏まえ、地下水利用に係る新たな方策を講じること。
8. 特定外来生物への対策を強化すること。
9. 都市自治体が行う動物収容・譲渡対策施設整備事業について、十分な財政措置を講じること。
10. 公衆浴場営業者の経営安定化のため、更なる支援措置を講じること。
11. 食中毒のリスクが高い生食用鶏肉の取扱いについて、早急に実効性ある規制を確立すること。
12. 国立公園満喫プロジェクトを推進するため、都市自治体をはじめとした多様な関係者の取組に対し、十分な財政支援を行うこと。